

国名	インド
<p>公的年金の体系</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>(1) 中央政府公務員対象の年金体系</p> <p>現役時給与のほぼ100%の水準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公務員年金スキーム</li> <li>・一般退職準備基金</li> <li>・その他</li> </ul> <p>← 2003年12月以前採用者</p> <p>→ 2004年1月以降採用者(軍人を除く)</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>(2) 全国年金制度</p> <p>注：①縦軸 (の高さ) は給付水準をあらわさない ②(3)について免除事業所は割愛</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>(3) 民間企業および公企業(原則規模 20人以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他</li> <li>・従業員年金スキーム</li> <li>・従業員退職準備基金スキーム</li> </ul> <p>← 月額賃金 15000 ルピー</p> <p>→ 任意加入</p> </div>
<p>被保険者 (◎強制△任意×非加入)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公務員および公企業従業員◎</li> <li>・従業員退職準備基金および従業員年金スキーム：190の産業・業種における(原則)事業所規模20人以上の従業員について、月収15000ルピー以下◎、月収15000ルピーを上回る場合△、また免除事業所の従業員は当該事業所の規定による</li> <li>・全国年金制度：2004年以降採用中央政府公務員(軍人を除く)◎、中央政府公務員以外△</li> </ul>
<p>保険料率</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国年金制度における中央政府公務員1階部分の加入者拠出額は賃金の10%</li> <li>・従業員退職準備基金および従業員年金スキームについては、適用産業・業種で原則、労使ともに賃金の12%の拠出</li> </ul>
<p>支給開始年齢</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公務員年金スキームおよび全国年金制度は原則60歳。</li> <li>・従業員退職準備基金スキームの引き出しは原則55歳。ただし早期引き出し可能。</li> <li>・従業員年金スキームは原則58歳。</li> </ul>
<p>基本受給額</p>	<p>なし</p>
<p>給付の構造</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公務員年金スキーム：給付額は退職前10ヶ月の平均賃金または最終賃金のいずれか大きい方の額で、加入期間によって減額がある。</li> <li>・全国年金制度：積立金の運用実績に依存。公務員の1階部分を除き投資パターンの選択が可能。</li> <li>・従業員退職準備基金スキーム：給付額は退職前60ヶ月の平均賃金または月額15000ルピーのいずれか少ないほうと、本スキーム加入年数の積の70分の1に相当する額。</li> </ul>
<p>所得再分配</p>	<p>なし</p>
<p>公的年金の財政方式</p>	<p>積立方式(公務員年金スキームを除く)</p>
<p>国庫負担</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公務員年金スキームは全額国庫負担</li> <li>・全国年金制度は中央政府公務員の1階部分に賃金の14%相当額を拠出</li> <li>・従業員年金スキームに賃金の1.16%相当額を拠出(および使用者の拠出金滞納分)</li> </ul>
<p>年金制度における最低保障</p>	<p>なし</p>
<p>無年金者への措置</p>	<p>貧困線以下の高齢者に対する公的扶助としての年金スキームあり</p>
<p>公的年金と私的年金</p>	<p>全国年金制度には任意加入の2階部分あり。従業員退職準備基金および従業員年金スキームは任意加入が可能。生命保険会社等も個人年金を提供。</p>
<p>国民への個人年金情報の提供</p>	<p>従業員退職準備基金/従業員年金スキームおよび全国年金制度は、それぞれのウェブサイト個人年金情報が確認できる。</p>

(太田仁志・JETROアジア経済研究所副主任研究員)

## インドの年金制度

太田仁志 (JETROアジア経済研究所 副主任研究員)

### 1. 制度の特色

インドの公的年金制度の柱は、年金スキーム (pension schemes) と退職準備基金 (provident funds) である。しかしインドでは、年金関連制度にカバーされる国民の比率は2割程度と考えられ、とくに近年は低所得層の取り込みをねらう年金諸スキームが導入されているものの、国民皆年金実現への道のりは今も遠い。被用者に限れば、適用される年金体系は公務員と民間企業・公企業従業員で異なり、その給付水準にも差がある。国民皆年金が未達成の段階ですでに年金財政に問題を抱えていたため、2004年から確定拠出型の全国年金制度 (NPS) の運用が始まった。NPSは当初、2004年1月以降に採用された中央 (連邦) 政府公務員 (軍人を除く) のみが対象だったが、現在はすべての国民に門戸を開いている。年金関連制度に未加入の高齢者が大多数を占める中で、貧困層 (貧困線以下の高齢者) に対する公的扶助の年金スキームも存在するが、その適用と給付額も限定的である。

なお、インドでは年金制度を含む社会保障の領域は、一定の範囲内で州独自の取り組みが認められている。また国民の年金加入を促すために、政府はその時々で、時限の優遇措置を講ずることがある。以下ではインドの年金制度の大枠として、中央レベルでの主要な公的年金体系・制度である公務員年金スキーム (GEPS)、全国年金制度 (NPS)、アタル年金スキーム (APY)、従業員退職準備基金 (EPF) スキーム、そして従業員年金スキーム (EPS) を中心に概要をまとめる。

### 2. 沿革

公務員年金制度の誕生は英国植民地時代の1881年に遡る。また公務員は別途、家族年金への加入資格も与えられていた。公務員年金制度における公務員の拠出額は俸給の4%であったが、1920年には政府による全額負担となった。同時に、4~12.5%を拠出額とするインド公務員退職準備基金も開始されている。インド統治法 (1919年および1935年) により、

公務員に対する年金制度の拡充と、公企業従業員への適用拡大がなされた。

1947年の分離独立後、民間企業を対象とする退職準備基金がいくつか創設され、また1948年以降は、産業や部門ごとに拠出型の退職準備基金が導入されるようになる。1952年には従業員退職準備基金及び関連諸法 (以下、「1952年EPF・MP法」とする) が制定され、従業員退職準備基金 (EPF) スキームが開始される。その後、退職準備基金の一部の社会保険年金化が検討され、1971年に従業員家族年金の運用が始まった。しかし本家族年金は適用範囲が限定的であったことから、これを廃止し引き継ぐ形で、1995年に従業員年金スキーム (EPS) が新たに設けられた。1952年EPF・MP法が提供するスキームはこのEPFとEPS、そして加入者 (被保険者) が死亡の際に預金残高に応じて給付がなされる1976年開始の従業員預金付帯保険 (EDLI) スキーム、の3つである。また、前後するが1969年には、EPFにカバーされない民間企業および自営業者を対象とした任意加入の準備基金として、公共退職準備基金 (PPF) スキームが導入されている。PPFは貧困層も対象としているが、実際には自営業者の税金対策として用いられることが多い。

2004年からは年金財政問題に対処すべく、確定拠出型の全国年金制度 (NPS) の運用が始まっている。NPSは今日、形式上はすべての国民に門戸を開いている (ただし加入できるのは65歳までで、60~65歳時の加入者は70歳まで継続が可能)。また18~40歳を対象として、自営業者、零細組織での就労者、定期的な所得がないといった低所得者・貧困層向けに、旧スキームを見直したアタル年金スキーム (APY) が2015年に導入された。

なお、貧困高齢者に対しては公的扶助として、1950年代以降に州レベルでの取り組みが限定的に始まった。それらの州ごとの取り組みを補足する形で、中央レベルで1995年に、貧困層対象の全国社会支援プログラム (NASP) の柱の1つとして、全国高齢者年金スキーム (NOAPS) が導入された。2007年にNOAPSを引き継いだインディラ・ガンディー全国高齢者年金スキーム (IGNOAPS) は、貧困線以下の家族の60歳以上の高齢者を対象に中央政府が月額200ルピー (80歳以上の対象高齢者には月額500ル

ピー)を支給するもので、州政府にも同額以上の支給が期待されている。

### 3. 制度体系の概要

中央政府公務員が加入する年金は、2003年12月以前の採用者と2004年1月以降の採用者(軍人を除く)とでは制度体系が異なる。州政府公務員の年金体系はおおむね中央政府公務員の制度体系に従っている。中央政府公務員は退職時に、退職一時金支払法に基づく一時金以外に、確定拠出型である一般退職準備基金(GPF)からの一時金も給付される。こと2003年12月以前採用の中央政府公務員に関しては、さまざまな恩給をすべて合わせると、退職後の収入水準は現役時の100%に近くなる。

2003年12月以前採用の中央政府公務員が加入する年金は、公務員年金スキーム(GEPS)である。本スキームは60歳の定年あるいは公務員の死亡にともない支給されるもので、加入者未拠出の、国家財政から直接支給される確定給付型年金である。

2004年1月以降の中央政府新規採用者(軍人を除く)には、GEPSにかわって確定拠出型の全国年金制度(NPS)が適用されている(上記GPFへの加入権もない)。NPSは2008年4月より、政府のガイドラインに従って市場運用が開始されている。NPSは2階構成で、1階部分は、中央政府公務員については強制加入で早期引き出しは認められていない。2009年12月より運用が開始された2階部分は任意加入で、早期引き出しが可能だが、2階部分のみの加入はできない。また、NPSの1階部分の満期は通常60歳であるが、その際、総受給年金額の40%に相当する額の年金(annuity)を、保険規制開発庁(IRDA)が認定する生命保険会社から購入しなければならない。60歳より前にNPSを離れることも可能だが、その場合の生命保険会社からの購入年金額は総受給年金額の80%相当分になる。NPSは2009年5月より、自営業者や定期収入のない低所得者を含む全国民に加入資格が拡大されている。NPSは加入者・加入資格に応じて政府部門モデル、全市民モデル、企業モデルがあり、全市民モデルと企業モデルの加入年齢の上限は65歳である。

また加入年齢が18~40歳の限定で、2015年開始のアタル年金スキーム(APY)が主に低所得者・貧

困層向けの年金制度として運用されている。APYは、加入者が60歳以降に希望する5つの月額給付水準(1000ルピー、2000ルピー、3000ルピー、4000ルピー、および5000ルピー)の中から1つを選択して加入する確定給付型年金である(制度加入後に希望給付水準の変更可能)。

民間および公企業従業員に適用される主たる年金関連制度は、1952年EPF・MP法が規定する従業員退職準備基金(EPF)スキームと従業員年金スキーム(EPS)である。本法は190の産業・業種における、基本的には20人以上を雇用する事業所に適用される。適用資格は月額賃金15000ルピー以下の労働者だが、15000ルピーを上回る従業員も任意で加入することができる。また、法定より従業員に対する給付条件等を優遇する企業に対して、自ら信託を作り準備基金を運用することを認めている(そのような事業所は免除〔exempt/exempted〕事業所と称する)。

EPFスキームは労使拠出による積立準備基金で、55歳以降の退職時に全額の引き出しが可能となる。ただし、住居購入や子女の教育への支出等といった特定の理由により、退職前の早期引き出しが可能である。また、54歳時あるいは退職の1年前のどちらか遅い年齢時に、基金の90%相当額までの引き出しも可能である。引き出しによって公的制度を離れるが、その後希望者は任意で生命保険会社等の年金(annuity)を購入する。EPFは政府のガイドラインに従って運用されているが、それとは別に政府が決定する基金の運用利回り分も加算される。

EPSは社会保険年金である。受給には通常、最低10年間の加入が必要で、受給開始年齢は58歳である。50歳未満では受給できず、50~58歳で受給する場合は減額される。加入期間が10年未満でも一時金の給付がある。EPSでは当該従業員が亡くなった後にも遺族に一定の給付がなされる。

### 4. 給付算定方式、スライド方式

国庫負担の公務員年金スキーム(GEPS)の給付水準は、退職前10ヶ月の平均賃金または最終賃金のいずれか大きい方の額で、加入期間によって減額がある。給付月額は9000~12万5000ルピーで、年2回の物価スライド方式が採用されている。

全国年金制度(NPS)は確定拠出型で、給付額は

積立金の運用に依存する。

確定給付型のアタル年金スキーム (APY) は、前項でみたように加入者が希望する給付額を選択する。物価スライドはない。

従業員退職準備基金 (EPF) に関しては、次項で述べるような労使による拠出額が加入者の口座に積み立てられると同時に、中央評議会 (CBT、後述) の提言を受けて政府が毎年決定する基金の運用利回り分も加算される (2019年度の利回りは8.50%)。2003年12月以前採用の中央政府公務員に適用される一般退職準備基金 (GPF) についても、政府が決定する積立金運用利回りの加算がある。

従業員年金スキーム (EPS) における給付月額、退職前60ヶ月の平均賃金 (基本給+物価手当) または月額15000ルピーのいずれか少ないほうとEPS加入年数の積の70分の1に相当する額である。ただしその額が月1000ルピーを下回る場合は、1000ルピーが最低月額として給付される。EPSにはフォーマルな物価スライドはない。

## 5. 負担, 財源

中央政府公務員が加入する年金制度では、2003年12月以前採用の公務員が加入する公務員年金スキーム (GEPS) は、国家財政から全額支給される。

全国年金制度 (NPS) については1階部分と2階部分で異なる。まず1階部分は、強制加入である中央政府公務員加入者の拠出額は基本給および物価手当の10%で、中央政府も同14%を拠出する。公務員以外の任意の加入者については、1回当たりの最低拠出額は500ルピーで、年間の最低拠出回数は1回、また最低拠出年額は1000ルピーである。任意加入者への政府負担はない。次に、任意加入であるNPSの2階部分については政府拠出はなく、2階部分への加入には口座開設時に最低1000ルピーの拠出が必要である。

アタル年金スキーム (APY) の保険料は、給付水準と加入年齢に応じて定められている。

従業員退職準備基金 (EPF) スキームおよび従業員年金スキーム (EPS) については、1952年EPF・MP法において労使の拠出が規定されている。拠出額は原則、労使ともに従業員の賃金 (基本給+物価手当) の12%である。使用者拠出の12%について、

3.67%がEPFスキームに、8.33%が従業員年金スキーム (EPS) に振り分けられる。EPSにはこの使用者からの拠出額に加えて中央政府も1.16%を拠出する。またEPSでは、仮に使用者がその負担分の拠出を怠ったとしても加入従業員に規定通り年金が支給されるので、その分は国庫負担となる。

## 6. 財政方式, 積立金の管理運用

全国年金制度 (NPS)、アタル年金スキーム (APY)、従業員年金スキーム (EPS) は積立方式である (公務員年金スキーム (GEPS) は加入者無拠出、退職準備基金は積立方式)。

そのうち、確定拠出型のNPSの市場運用は次のようになっている。中央政府公務員の1階部分の積立金は、政府に指定された年金基金運用者 (PFMs) 3社によって、2008年4月よりあらかじめ設定されているスキームで市場運用が開始された。2009年5月から開始された公務員以外の1階部分加入者の積立金、および2009年12月開始の任意加入の2階部分の運用については、年金基金運用者として現在、7社が選定されている。その投資スキームには、(1)主に株式市場 (E型)、(2)政府債権以外の確定利付証券 (C型)、そして(3)政府債権 (または公的保証の付いた債権) (G型)、の3つがあり、加入者はどのようなスキームの組み合わせで運用するか各自決めることができる (ただし、全体に占める「E型」での運用比率には上限がある)。加入者はまた、年齢が上がるにつれリスクを減少させるようにE型、C型、G型の構成比が変化する既定の「自動選択」(ライフサイクル・ファンド) での運用も可能である。

また、従業員退職準備基金 (EPF) スキームおよび従業員年金スキーム (EPS) に関する基金運用は、政府が指定するパターンに従う。免除事業所の投資パターンも同様である。投資は大部分が国債や公債、また公的金融機関が発行する債券など、政府保証のある (またはそう考えられている) 有価証券に向けられる。

## 7. 制度の企画・運営体制

インドの年金制度に関する監督機関は、2014年2月から根拠法に基づく権限を有するようになった年金基金規制開発庁 (PFRDA) である (設立は2003年)。

PFRDAは全国年金制度（NPS）の管理をはじめ、年金基金の設立や開発、規制を担うとともに、加入者の権利保護を行う。アタル年金スキーム（APY）の所管もPFRDAである。また市場運用等に関する年金基金運用者（PFMs）の監督は、PFRDAが2008年2月に設立した全国年金制度トラストが行っている。加入者の拠出や取引に関する記録保存等は中央記録保存エージェンシー（CRA）が担う。

1952年EPF・MP法が規定する3スキームの監督機関は、労働雇用省下の従業員退職準備基金機関（EPFO）である。EPFOは政労使三者構成による中央評議会（CBT）によって運営されている。CBTは従業員退職準備基金（EPF）の運用利回り分としての利率を毎年政府に提言する。

## 8. 最近の論議や検討の動向・課題 （今後の見通し、評価を含む）

公共部門労働者による確定給付型年金への復帰要求は今も強いが、インドは今日、職場での従業員退職準備基金（EPF）・従業員年金（EPS）スキーム、確定拠出型の全国年金制度（NPS）、そして低所得者・貧困層を対象とする確定給付型のアタル年金スキーム（APY）の運用によって、年金制度の普及を目指している。とりわけ低所得者・貧困層の年金制度への加入促進が大きな課題であり、2019年にはAPYに加えて、新たに小規模零細組織就労者や個人事業主を対象とする「労働者ヨーギー支給」（PM-SYM）と商人／トレーダーと自営業者を対象とする「商人および自営業者のための全国年金スキーム」（NPS-Traders）の2つが労働雇用省下で、また零細農・小作農を対象とする「農民支給スキーム」（PM-KMY）が農業・農民福祉省下で導入され

た。これらはいずれも月額3000ルピーの確定給付型年金で、加入年齢に応じて保険料が定められている。スキームの部分的な重複感は否めないが、年金制度加入者を増やしたい政府の危機意識の表れとも取れる。各スキームの持続性や運営費用の観点から、それらの統廃合が将来的な課題となるかもしれない。

2020年に入って世界中を混乱に陥れている新型コロナウイルスは、インドでも大きな影響を及ぼしている。政府は国民や企業への財政支援策の中で、EPFの拠出額を一定の条件下で賃金（基本給+物価手当）の12%から10%相当額に減ずる3か月の時限措置や、EPFの早期引き出しの特例許可などの措置を講じている。現下必要な対策とはいっても、将来の備えの取り崩しである点にも留意する必要がある。

最後に、1952年EPF・MP法は他の社会保障関連法とともに「社会保障法典」の一部として改編され、現在、同法典案が連邦議会で審議されている。流動的な状況にはあるものの、早ければ2020年度内にも同法典が成立する可能性がある。

### 主な参考文献

- Business Line（日刊紙）：<https://www.thehindubusinessline.com/>  
 Hatton, David J. W., Naren N. Joshi, Fang Li, R. Vaidyanathan, S. Jyothilakshmi, Shubhabrata Das and Sankarshan Basu 2007. Facing the Future: Indian Pension Systems, TATA McGraw-Hill Publishing Company.  
 Hindu（日刊紙）：<http://www.thehindu.com/>

また下記ウェブサイトも参照  
 従業員退職準備基金機関（EPFO）：<https://www.epfindia.gov.in/>  
 年金基金規制開発庁（PFRDA）：<https://www.pfrda.org.in/>